

京都市告示第496号

子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第58条の6第1項の規定による特定子ども・子育て支援施設等に係る確認の辞退について、承認しましたので、法第58条の11の規定により、次のとおり告示します。

令和5年12月15日

京都市長 門川 大作

設置者の名称	施設・事業の種類	施設・事業所の名称	施設・事業所の所在地	辞退年月日
社会福祉法人京都基督教福祉会	認可外保育施設	月見ヶ丘こどもの家<幼稚部>	京都府京都市西京区川島尻堀町36-2	R5.3.31
濱田 知尋	認可外保育施設 ※	濱田 知尋	京都市中京区	R5.10.3
バンダーレ明日香	認可外保育施設※	バンダーレ明日香	京都市左京区	R5.7.9
株式会社にじの木保育園	認可外保育施設	にじの木保育園 ぱんだルーム	京都府京都市伏見区深草石橋町9-1	R5.12.8

注) 施設・事業の種類が「認可外保育施設」となっている施設・事業所のうち、※の記載がある事業所は、個人事業主として事業を実施しているため、個人情報保護の観点から施設・事業所の所在地の記載を行政区までとしています。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)